

社団法人

平成19年9月発行 No.399 毎月1回発行

東京都個人タクシー協会会報

発行者 社団法人東京都個人タクシー協会
教育広報委員会

東京都豊島区巢鴨1-12-1
冠城園ビル6階
電話 (03) 3947-1461 (代)

都内個人タクシーの現況(平成19年9月1日現在)

- ・許可台数
特別区、武三交通圏 17,731台
南多摩 276台 北多摩 175台
- ・傘下事業者台数 18,050台

第30回街頭営業適正化特別指導講習会 「自分さえよければ」が 業界全体の危機につながる

8月29日(水)午後1時30分から、(社)東京都個人タクシー協会5階会議室で、第30回街頭営業適正化特別指導講習会が開催されました。今回は、過去3年以内に2件以上の指導を受けた事業者10名と、その所属団体役員8名が出席。個人タクシーを取り巻く環境の厳しさを受け、適正営業について改めて確認し合いました。

意識改革に向けた 厳しい内容の講習会

白井晃副委員長の開会挨拶では、個人タクシーに対する一般車両からの駐停車に関する苦情が絶えないことから、警察署から改善の強い申し入れがあり、場合によっては「営業を禁止する」という声も上がったことを紹介。街頭指導を強化することでそれに応え一定の成果を見たものの、まだまだ不適正営業が絶えないのが現状です。講習会に参加された方々は、なおのこと適正営業を心掛けていただきたい、という要請がありました。

木村委員長長の講演の後、(助)東京タクシーセンターのビデオ『タクシーに起因する交通問題』を視聴。新幸橋周辺、花橋通りなどの「問題地区」で、客待ちタクシーがひしめき合っている深刻



10名の事業者に厳しい言葉が掛けられました

な渋滞を引き起こす様子が上映されました。歩行者の目線で見られた参加者が、事態の深刻さを自分の問題としてとらえるようナレーションが呼び掛けました。続いて指導部の土屋次長が指導講演。

閉会挨拶では石川委員が「自分の家族を乗せるつもりでお客様を乗せてください。そして、もう二度と特別指導講習会を受講することがないようにしていただきたい」と厳しいコメントで締めくくりました。最後に出席者が誓約書を提出し、2時間の講習会を修了しました。

なぜ！あなたが ここにいるのか！

木村委員長講演

昭和34年に個人タクシーがスタートして、事業者はたちまち全国で47,000人にふくれ

ません。法的な裏づけのない個人タクシーは、通達一つで生き死にに決められてしまいます。私たちが存在していくためには、世論の支持が不可欠。「ワリの悪い仕事はほかの人がすればいい。自分はおいしい仕事だけをやる」とか、「今さえよければいい」ではダメです。もっと広い視野で、もっと長い目で業界を見るようにしてください。

「個人タクシーはもういらない」という声に対して、私たちはマスターズ制度で昔の個人タクシーに戻ることを約束しました。皆さんがこの制度に参加してみようかと考えてくだされば、われわれもここで話をしたいがあります。この講習会を、今日からの仕事にぜひ生かしていただきたい。

「知らなかった」では 済まないのがプロ

土屋次長

昨年から今年にかけて、乗禁地区営業による苦情はほぼ横ばいで、指導件数も減っています。しかし、指導員が不適正営業車を排除しながら取り組んでいるのが現状で、違反そのものが減っているわけではありません。皆さんがビデオでご覧になったような場所が、都内にはまだまだたくさんあります。

中には指導員に対して「乗禁だとは知らなかった」と言う事業者もいますが、とんでもない話です。法人タクシーと違い、個人タクシーの事業者の皆さんは、例外なしのベテランぞろい。知らないはずがないことは私たちが分かっています。ですから、指導に対して「知らなかった」では通用しないことを、まず肝に銘じてください。

10月1日から「タクシー乗り場適正営業推進制度」が適用されます。違反を重ねる事業者は、法的処分を受けるといことです。対象は東京駅や銀座など6地区。指導2件で団体長あてに通報、3件で優良運転者証の没収と、厳しいものです。繰り返しになりますが「知らなかった」は言い訳になりません。仕事がいかに厳しくなるとお考えの方もいらつしやうと思いますが、これは法律と同じものですので、守っていただきます。

また「指導員がいらないからやってもいいだろう」と考える方もいますが、そういうところこそ指導員は見えています。それは事業者の方もよくご存知のはず。チケットだから……という誘惑に負けそうになっても、そこは踏ん張っていただきたい。これからも常に乗禁の問題を念頭に置いていただき、適正な営業を心掛けてください。

理事会の焦点

11月1日、禁煙タクシー導入へ向けての臨時総会の開催が決定



原会長から新潟県への義援金に関する報告がありました

メーカーへ確認してほしい旨を述べ、挨拶としました。

続いて前田専務から報告事項11項目が報告され、議題の審議に入りました。

議題1 対外推薦役員等の一部変更に関する件

(助)東京タクシーセンター登録諮問委員会委員は横山副会長、適正化事業諮問委員会委員及び適正化事業実施方策検討会委員は細越山副会長が新たに就任すること可決承認されました。

議題2 臨時総会開催に関する件

日時、場所などの開催要項について、可決承認されました(3面参照)。

議題3 第15回個人タクシー利用者懇談会の開催に関する件

開催内容を審議の結果、可決承認。今回の懇談会は10月22日(月)午後2時からアルカディア市ヶ谷で開催。メンバー交代年に当たるため、新アドバイザー20名に参加いただきます。

議題4 輸送実績データ収集方法に関する件

議題5 第2回パソコンセミナーの開催に関する件

両議題とも、審議の結果可決承認されました。

第4回理事会は、9月19日(水)午後1時から、協会会議室で開催されました。8月20日付で齊藤副会長が辞任したため理事数は27名。全員が出席しました。冒頭、原会長から、副会長の辞任に伴う対応について、2年の任期中残任期間が一年以上ある場合には直近の総会で補充、1年未満の場合は事情がない限り欠員のままとすることを正副会長会議の中で確認した、と報告がありました(社)全国個人タクシー協会の正副会長会議は、オブザーバーとして横山副会長が出席することとする。そのほか新潟県への義援金約120万円を直接東京事務所へ持参すること、運賃改定に伴うメーター改造に関しては各団体に

第1回安全対策委員会

安全運行の徹底と防犯強化へ向けて

9月10日(月)午後1時開会。

議題1 18年度セーフティドライバークンテスト結果及び19年度達成率向上策について

参加者の自覚を維持させるための啓発グッズを検討。コンテストの参加を宣言した運転席用シールド部座席用シールドを作成する。

議題2 交通事故の現状及び事故防止策について

前方不注意や運転操作の誤りなどの背景は、スピードの出すぎ。警視庁の資料では交通事故死

亡者に65歳以上の高齢者が多い。交通法規を無視した夜間の歩行者・自転車に対する注意喚起が求められた。

来年6月施行の道路交通法改正案で75歳以上のドライバーに義務付けられる「紅葉マーク」。営業車の適用除外が要請できないか意見が出された。すでに全個協を中心に警察庁・警視庁へ適用除外を要請したが、営業車も適用除外にしないとの見解。75歳以上の事業者を多く抱える組織は存続問題になり、機器や用品の研究は今後も

第130回街頭営業適正化特別委員会

街頭指導のさらなる充実を検討

9月12日(水)午後1時開会。

議題1 「街頭営業適正化指導規程」改定に伴う、指導方法について

これまでの単なる排除指導を改め、常連不適正営業事業者を特定し、根絶を図るため、改定指導規程に基づく指導及び処分を行って

いく。

不利益処分を与えることになると、同じケースで指導されたりされなかったりすることのないよう、各指導班で統一した行動や対処をとるよう検討した。

5名の指導員は任務を①事業者への指導(街特委員・班長)②ポイスレコーダー係③指導票係④デジカメ係に分担。それぞれの任務遂行方法を検討し決定した。指導方法・任務分担任は、指導員の出勤通知とともに文書で周知。また、議事終了後、ポイスレコーダー及びデジカメの操作練習を行った。

議題2 10月期街頭指導計画について

予定している四地区以外に、高速土橋入口と新山下橋に個人タク

るとの危機感が示された。
議題3 タクシー強盗等防犯対策について
上半期は昨年33件、今年30件と微減。しかし30件のうち20件が料金不払いを目的として、乗務員・事業者に暴行を加えたもの。社会のモラル崩壊が象徴的に表れている。これら悪質利用者防止のため、防犯カメラの設置基準を東京タクシー防犯協力会で作成。しかし映像の管理が個人タクシーになじまないという意見が出された。自己管理ができる事業者は自己防衛のため装着すればよく、組織としての一括管理は無理との結論になり、機器や用品の研究は今後も

行っていくことになった。
議題4 安全管理規程実施要領(試案)について
運輸安全マネジメントの導入に伴い、4月に「安全管理規程」を制定。「安全管理規程実施要領」の制定について検討した。委員で形を作るのは良いが、いかに制度を継続的・効果的に運営していくかが問題。条文の一部を削除・訂正し、試案を正副会長会議に報告する。

議題5 法・個合同秋の交通安全運動について
法・個合同秋の交通安全運動は、9月25日の東京運輸支局、警視庁、東旅協との街頭指導とポスター作成を実施する。

また、個人タクシーの不適正営業が頻発している新山下橋周辺、高速土橋入口、難破橋付近、新橋銀座口などを業界自主ルールに取り込むか、協会の「特定地域街頭営業ルール実施要綱」に取り込むか、引き続き検討していくことになった。

議題3 指導装備の整備について
要望の強い防寒着整備については、コート型ではシルバークレイ、(社)都個協のネームを入れる。費用は5,000円くらいで240,000円。予算の関係から、導入は20年度からと決定した。デジカメは1台あるので3台購入し、10月期の街頭指導から使用する。

また、個人タクシーの不適正営業が頻発している新山下橋周辺、高速土橋入口、難破橋付近、新橋銀座口などを業界自主ルールに取り込むか、協会の「特定地域街頭営業ルール実施要綱」に取り込むか、引き続き検討していくことになった。

また、個人タクシーの不適正営業が頻発している新山下橋周辺、高速土橋入口、難破橋付近、新橋銀座口などを業界自主ルールに取り込むか、協会の「特定地域街頭営業ルール実施要綱」に取り込むか、引き続き検討していくことになった。

また、個人タクシーの不適正営業が頻発している新山下橋周辺、高速土橋入口、難破橋付近、新橋銀座口などを業界自主ルールに取り込むか、協会の「特定地域街頭営業ルール実施要綱」に取り込むか、引き続き検討していくことになった。

禁煙タクシーの導入へ向けて臨時総会を開催します

全面禁煙タクシー導入の審議のため、各団体から推薦された代議員及び理事の出席により臨時総会を開催します。

日時…平成19年11月1日(木)午後2時

場所…社団法人全国個人タクシー協会 関東支部 会議室
議題…全面禁煙タクシー実施に関する件

「新潟県中越沖地震」義援金 東京の助け合いの気持ちを被災者の皆さへ

会員並びに所属団体傘下事業者の善意による「新潟県中越沖地震」被災者への義援金121万6,200円を、9月20日新潟県東京事務所の上村健一所長に木村副会長が直接手渡ししました。所長から「皆さんの善意を復興のために役立たせていただきます」とのお礼の言葉をいただきました。



助け合いの気持ちを届けました

東京運輸支局長による運転者表彰 個人タクシーからは62名受賞 改めて安全運転を誓い合う

関東運輸局東京運輸支局長による「平成19年自動車運送事業運転者表彰」表彰式が、9月20日(木)午後2時から、品川区総合市民会館「さゆりあん」で開催されました。個人タクシー部門62名を代表して、中村雅俊さん(東京都個人タクシー協同組合 北多摩支部)が、塩崎雄二郎支局長から表彰状を受け取りました。



式辞を述べる塩崎支局長

各業界の2228名が 気持ちを新たに

当日は個人タクシーをはじめ、法人ハイヤー・タクシー、バス、トラックの各部門から2228名のドライバーが出席し、表彰を受けました。塩崎支局長の式辞に続き、各業界・団体からの8名の来賓を代表して、警視庁交通部の川上管理官、(社)東京乗用旅客自動車協会の若槻副会長、(社)東京都トラック協会の星野会長が祝辞を述べられました。

塩崎東京運輸支局長 式辞

受賞者の責任を胸に さらなるご活躍を

祝辞で強調されたのは、近年、交通事故は減少傾向にあるものの、飲酒運転など悪質な違反や深刻な事故が目立つようになってきた現状です。だからこそ表彰を受けた皆様は、プロとして、そしてすべてのドライバーの模範として、今後も安全運転を心掛けていただきたいと、それぞれの立場からのメッセージがありました。

首都東京の厳しい交通環境にあって、優秀な成績を残されている皆様のご苦労とご努力に敬意を表します。また、皆様を支えてこられたご家族、同僚、上司の方々にも、心からお祝い申し上げます。

皆様は、国民生活と経済活動に欠かすことのできない役割を



個人タクシーでは62名が受賞しました

担っておられます。多様化するニーズに応える質の高いサービスとともに、皆様にとっては、何よりも事故なく安全に輸送することが大切です。痛ましい事故によって輸送の安全への信頼が損なわれつつある昨今、皆様が先頭に立って安全運転に努め、ドライバーの信頼を高めていくことが期待されているのです。また環境問題への関心が高い中で、自動車運送業界でも、より一層の取り組みが求められていることを忘れてはなりません。

受賞者の言葉 中村雅俊さん(北多摩) いい仲間にも恵まれて ここまでやれました

名誉ある賞をいただき、感謝の気持ちでいっぱいです。ここまでやってこられたのは、もちろん家族の支えあってのことですが、最大の理由は、いい先輩や仲間にも恵まれて楽しく仕事ができただけです。

支部では山登りのクラブや野球チームに入って体を動かしています。野球チームは平均年齢が60歳くらい。地域の法人タクシーさんのチームと親善試合をすることがありますが、相手は息子みたいな年の人ばかりで楽しいですよ。おかげさまでストレスがたまることなく、体も鍛えられています。

「慌てず、急がず、焦らず」がみんなの合言葉。事故は、やってももらっても、いいことは一つもありません。売り上げにこだわらず、声を掛け合って、いつも余裕をもってやっていこうと。それで、うちの支部は交通共済から表彰されたこともあります。

これからもいいドライバーを心掛けるのは当然ですが、それを後進の人に伝えていきたいですね。先輩たちはいいものを残してくれました。昔のようにお客様に信頼され、喜んでいただける個人タクシー。それを伝えていきたいと思えます。



表彰状を受ける中村さん

駅前放置自転車クリーンキャンペーン
困ります! 自転車置きざり 知らんぷり
10月22日(日)〜10月31日(木)

協賛：(社)東京タクシー協会、(社)東京都トラック協会、(社)東京都乗用旅客自動車協会、(社)東京都ハイヤー・タクシー協会、(社)東京都バス協会、(社)東京都タクシー協会、(社)東京都トラック協会、(社)東京都乗用旅客自動車協会、(社)東京都ハイヤー・タクシー協会、(社)東京都バス協会

個人タクシー利用者感謝の日キャンペーン活動 参加事業者にもメリットがある キャンペーン内容に

12月1日「個人タクシー利用者感謝の日」のキャンペーンを次の通り実施します。本キャンペーンは、利用者に日頃の感謝の気持ちを伝えるとともに、業界全体で取り組んでいるマスターズ制度への参加率を高めるため、事業者にも制度の再認識を促し、サービス向上を図るためのものです。なお、今回のキャンペーンは関東支部との共催で実施します。

事前キャンペーン

平成19年11月26日(月)～11月30日(金)

5日間を事前キャンペーン期間とし、キャンペーン及び個人タクシーの取り組みなどをPRします。

①中核リーダー(約546名)によるチラシの車内配布(1人10枚)

②両団体の営業部から顧客企業へチラシ配布

③両団体の経理部から顧客企業へ送付する請求書封筒にチラシ

本キャンペーン

平成19年12月1日(土)～12月21日(金)

本キャンペーン期間は3週間とし、マスターズ制度参加事業者(約12,500名)が車内で利用者にチラシを配布(1人

10枚)。合わせて制度参加者には裏面に広告を掲載した領収書10枚(1本)を無償配布し、広告媒体として活用しPRを図ります。

キャンペーン期間中の乗車に賞品を提供し、個人タクシーの利用を促進。当選者を乗車させた事業者にも副賞を贈り、参加率向上を図ります。

①応募方法

・裏面に広告がある領収書を応募用紙(チラシの一部)またはハガキに貼付して応募する(キャンペーン期間中に利用したものに限り)。

②当選賞品

平成19年12月31日消印有効
当選数を東京分と東京を除く関東分に別けて設定する。

・マスター賞
液晶テレビ32型
東京3名、関東2名
・ふたつ星賞

液晶テレビ20型
東京7名、関東3名
・ひとつ星賞
クオカード
東京500名、関東200名
合計715名

③事業者への副賞

当選者が利用した個人タクシー事業者にも副賞の賞品を贈る。

④当選者抽選会

平成20年1月開催の理事会で抽選会を行う。

東京7名、関東3名
・ひとつ星賞
抽選で200名にクオカードを贈る(応募が700名に達せず、利用者用クオカードに残った場合はこれを加える)

重点指導項目

・平成20年1月開催の理事会で抽選会を行う。
・東京分と東京を除く関東分について、関東分については各県協会長を招待して抽選に参加していただく。

タクシーセンター

平成19年10月の街頭指導計画

乗り場等適正運営推進制度実施に伴う特別街頭指導期間
平成19年10月1日(月)から10月31日(水)まで

重点指導項目
・渋滞対策規制地区における規制違反防止及び是正指導

計報 *8月

氏名	所属団体	享年	病名
牧野良二さん	(東)個協	57歳	不明
川本繁盛さん	(都)営協	68歳	胃がん
松本 康さん	(都)営協	71歳	硬膜下血腫
和久利凱夫さん	(東)個協	69歳	不明
磯野晃行さん	(第一)事	74歳	肺がん
廣瀬貞雄さん	(個)団連	58歳	大腸がん
片原正幸さん	(四)〇	59歳	肺がん
小口幸夫さん	(東)個協	58歳	不明
小池信男さん	(東)個協	68歳	心不全
佐藤充男さん	(東)個協	59歳	不明
田中茂穂さん	(東)個協	52歳	食道がん
志村 勉さん	(東)個協	65歳	胃がん
阿部武夫さん	(都)営協	64歳	肺がん
奈良岡正春さん	(首都)	59歳	脳梗塞

皆様のご冥福をお祈り申し上げます

チラシ表

個人タクシー「利用者感謝の日」キャンペーン

昭和34年に誕生した個人タクシー
昭和35年(昭和34年)に誕生した個人タクシーは、長年「安全なタクシー」を追求し、サービスの向上に努め、昭和34年12月個人タクシー協会を設立しました。

★ 乗って安心個人タクシー ★
その際、お客様のニーズが多様化・高度化していることに伴い、事業者は多岐にわたるサービス・コースの対応、乗客サービスに努め、サービス向上を怠りません。

★ 乗って安心個人タクシー ★ と呼ばれるように、マスターズ制度を導入し、個人タクシーへ取り組んでいます。

★ マスターズ制度 ★
「優良なタクシーを乗りたい」というお客様の要望に応えるために「マスターズ制度」を実施しています。個人タクシーは、ランクを示す★のシールを窓に貼り、おもてなしの心を持って対応しております。

★ ★ ★
東京3名、関東2名

裏面に(豪華賞品プレゼント)の広告がある
「領収書」をこの面に貼ってください。
(領収書がある面を表してください)

※(以上)は、乗車中の乗車中に個人タクシー協会から配布されたチラシを貼付してください。
※(以上)は、乗車中の乗車中に個人タクシー協会から配布されたチラシを貼付してください。

チラシ裏

12月1日は個人タクシー「利用者感謝の日」

豪華賞品プレゼント
液晶テレビ32型
液晶テレビ20型
クオカード700円分

応募方法
領収書10枚(1本)を応募用紙(チラシの一部)またはハガキに貼付して応募する

抽選期間
平成19年12月1日(土)～12月21日(金)

抽選会場
東京都個人タクシー協会 関東支部

お問い合わせ
03-3962-3312

チラシなどの事業者あて配付物については、10月下旬に各所属団体へ直送する予定です

12月1日は個人タクシー利用者感謝の日

豪華賞品プレゼント
液晶テレビ32型
液晶テレビ20型
クオカード700円分

応募方法
領収書10枚(1本)を応募用紙(チラシの一部)またはハガキに貼付して応募する

抽選期間
平成19年12月1日(土)～12月21日(金)

抽選会場
東京都個人タクシー協会 関東支部

お問い合わせ
03-3962-3312

マスターズ制度参加の皆様、ご協力をお願いいたします 「今回はご協力いただく皆様にも副賞が当たります」

領収書ルール(裏面広告印刷)

12月1日出庫時から装着してください。

チラシ配布

12月1日以降、乗車中のお客様にチラシをお渡しください。

お客様へのお声掛け

- ①チラシ配布の際
「個人タクシーのキャンペーン中です。液晶テレビが当たりますので、ぜひ応募してください」
- ②降車の際
「この領収書を応募用紙に貼って、キャンペーンにご応募ください。ありがとうございました」
- ③降車時、チラシがなくなっても……
「個人タクシーのキャンペーン中です。液晶テレビが当たりますので、この領収書をハガキに貼ってご応募ください。ありがとうございました」

プロ野球マスターズリーグ フリーパスカード

1枚で4名様まで、すべての試合に何回でも入場できるカードを10枚ずつ配布します。事業者本人、ご家族などご利用いただくとともに、乗車されたお客様で野球に興味をお持ちの方に「販促グッズ」としてお渡しください。